

区政会議 よくある質問（FAQ）

【Q1】

- ・区政会議について教えてください。

【A1】

- ・区政会議は、区民の方々が区の行政（お住まいの区で行われているさまざまな事業など）の運営に参画する仕組みの一つです。
- ・区政会議は、区長が、区の行政を運営していくにあたって、お住まいの区の実情や特性に応じて、区の行政を、その計画段階から、幅広い区民の方々との対話や協働により推進していくための仕組みです。
- ・また、区政会議は、幅広い区民の方々から、区の行政の運営実績や成果について、評価してもらう仕組みとなっています。
- ・区政会議の他にも、各区では、区民の方々が区の行政の運営に参画する取組を行っていますが、区政会議は、その基本となるものです。
- ・なお、区政会議の委員は、区民の方々のほか、区内に通勤・通学されている方や、学識経験者などから、区長が選定します。

【Q2】

- ・これまでも区政会議は開催されてきたと思いますが、なにが違うのでしょうか。

【A2】

- ・これまでの区政会議は、市の規則（区における総合行政の推進に関する規則）に位置付けられていました。
- ・この規則でも、区民の方々の意見を伺うという方針は定めていましたが、どのようなことを、区民の方々から意見を伺うかについては、区長に委ねており、具体的に定めていませんでした。

- ・ 条例化にあたっては、区民の意見を伺わなければならない具体的なことを明確にするなど、区政会議の運営にあたって各区に共通すべき基本的なことを決めました。
- ・ 例えば、お住まいの区がめざしていく将来の姿(区の将来ビジョン)や、お住まいの区が取り組んでいく事業やその予算(区の運営方針)の策定、区政運営の総合的な評価などについては、必ず区政会議において、その委員の意見を求めなければならないこととしました。
- ・ 規則は、市長がその権限の範囲で定めることができますが、条例は、大阪市会において議決される必要があり、規則よりも上位のルールとして位置付けられるものです。
- ・ このように、区政会議を条例上位置付けた上で、区政会議の運営に関する細かいルールについては、この条例に基づき新たな市の規則や、お住まいの区の区長が制定する要綱などで定めています。

【Q3】

- ・ なぜ、区政会議を条例化したのでしょうか。

【A3】

- ・ 各区で地域の実情に応じた運営をしてもらうことを基本としながらも、これまで以上に、適切な区政会議を開催する観点と、区政会議を、市長だけでなく大阪市会も議決した、大阪市全体で認知された仕組みとする観点から、条例化をいたしました。

【Q4】

- ・ わたしたち区民から見て、区政会議にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

【A4】

- ・ 大阪市では、より多くの区民の方々に区の行政に関心をもっていただきたいと考えています。

- ・区政会議において、さまざまな意見を述べることで、区の行政への参画の意識がさらに醸成されます。
- ・また、そうした意見を伺うことによって、より区民の方々のニーズ（需要）に応じた区の行政ができるものと考えています。

【Q5】

- ・どうすれば区政会議に参加できるのでしょうか。

【A5】

- ・【A1】でお答えしたとおり、区政会議の委員は区長が選定しますが、条例に基づく新たな市の規則により、定数の1割以上は公募などによる委員としています。
- ・委員として参加したい場合は、お住まいの区で委員が公募される機会をとらえ、これに応募することが可能です。
- ・また、委員になれなくても、区政会議は、原則として公開で開催されますので、傍聴が可能です。
- ・傍聴できない場合でも、議事録などは公開されますので、どのような意見があったのか確認することができます。

【Q6】

- ・区政会議で発言した意見はどのように反映されるのでしょうか。

【A6】

- ・区長は、区政会議を中心として伺った区民の方々からの意見などを総合的に考えて、区が取り組んでいく事業やその予算を考えます。
- ・例えば、予算については、区長などの考えた案をもとにしながら、最終的には、市会での議論を経て決定します。

【Q7】

- ・区政会議と地域活動協議会は何が違うのでしょうか。

【A7】

- ・地域活動協議会は、区内の小校区などを基本とする、地域が、自らでまちづくりを推進するために、市民活動を行う様々な団体が幅広く参画し、主体的に形成された組織です。
- ・【A1】でも回答したように、区政会議は、区長が、区の行政を総合的に運営していくにあたって、お住まいの区の実情や特性に応じて、区の行政を、その計画段階から、幅広い区民の方々との対話や協働により推進していくために開催する会議です。

【Q8】

- ・区政会議以外にも、区の行政へ参画する仕組みはあるのでしょうか。

【A8】

- ・区政会議以外にも、各区でさまざまな仕組みや取組が行われています。それぞれの区のホームページや広報紙をご参照ください。

【Q9】

- ・区政会議の会議録などは、どこで見ることができるのでしょうか。

【A9】

- ・区政会議の会議録は、区役所に設置することやホームページ等で周知することが、条例上義務付けられております。このほかにも、各区の実情に応じて、広報紙で会議の議論概要を掲載する等、様々な方法で結果を周知することが考えられます。